

H-7 中長期的な地球温暖化防止の国際制度を規律する法原則に関する研究(H16～H18)

<研究課題代表者>

早稲田大学 法学部 教授 大塚 直

<研究参画者の所属機関>

国立環境研究所、早稲田大学、明治学院大学、龍谷大学、地球環境戦略研究機関、立教大学、国際基督教大学、東海大学、首都大学東京、海上保安大学校

<研究の概要（背景、目的、内容）>

現在、地球温暖化防止のための国際交渉は、2013年以降の中長期的な国際制度の構築という新たな段階に移りつつあり、2007年公表予定のIPCC第4次評価報告書も、温暖化対策の費用配分、リスクや不確実性への対処の枠組、国際協力のあり方などがその対象となっている。

本研究では、温暖化防止の国際制度に関連すると考えられる様々な国際法や主要国における原則の適用範囲、原則相互の関係を明らかにし、国際社会が積み上げてきた合意の意味を明らかにすることで、これらの法原則が中長期的な国際制度の設計のうえで果たする機能と限界についての検討を行い、中長期的な温暖化防止の国際制度の合意の基礎として、尊重されるべき法原則や内容を明らかにする。こうした観点からは、かかる法原則が、①他の国際条約での実行も含め、国際社会でどのようなものとして合意されているのか、また、第1約束期間後の制度について、これまで提示されている諸提案においてどのように位置づけられているか、②主要国においてかかる原則の射程はどのように解釈され、認識されているのか、その他に制度設計に有効な原則が各国法制において存在するかを検討し、その上で、これら法原則から国際制度の諸提案についての検討を行う。

なお、本研究により得られた成果は、我が国の国際交渉における基礎資料として貢献しうるばかりでなく、国際交渉への日本からの貢献も可能である。さらに地球温暖化問題のみならず他の地球環境問題に関しても有効なインプットとなりうる。

<研究終了時の達成目標>

温暖化防止の国際制度に関連すると考えられる、持続可能な発展原則や共通だが差異ある責任原則、原因者負担原則、応能負担原則など国際法上の原則ないし生成途上の原則の射程、原則相互の関係を明らかにし、国際社会が積み上げてきた合意の意味を明らかにすることで、これらの原則が中長期的な国際制度の設計のうえで果たする機能と限界を明らかにする。国際制度に関する諸提案について、これまでの国際社会の合意の到達点から見た合意可能という観点からの評価を与える。これらの検討の総合により、①削減の枠組と負担配分、②適応の枠組と費用の負担配分、③京都メカニズム、④途上国の参加を促し、実施を支援するしくみ、⑤遵守制度のあり方などのあるべき制度案について提案することをめざす。

<平成16年度実績（22,750千円）>

サブテーマ1では、地球温暖化問題の性格を枠付け、どのような原則が問題に関連するのか、どのような局面で関連してくるのかを明らかにした。さらに、国連気候変動枠組条約及び京都議定書の交渉過程の中での議論を検討し、これらの原則がいかなる位置づけを与えられ、どのような機能を果たすものとして合意されたのかについて明らかにした。

また、主要国の研究者からも時機にかなったインプットを得た。そのため、サブテーマ2と合同で、主要国（ヨーロッパ、アメリカ、途上国）から研究者を招聘し、50人規模のシンポジウムを東京で開催した。

サブテーマ2では、サブテーマ1で検討対象とする原則に対する各国の解釈と認識を明らかにした。さらに、サブテーマ1で対象とする原則以外に、中長期的な国際制度設計に資するような原則が、各国の温暖化法制を含む環境法制にみられるかどうかの検討を行った。また、主要国の研究者からも時機にかなったインプットを得た。そのため、サブテーマ1と合同で、主要国から研究者を招聘し、50人規模のシンポジウムを東京で開催した。

<平成17年度実績（21,613千円）>

前年度の検討で残された課題を継続しつつ、国連気候変動枠組条約及び京都議定書の交渉過程の中での議論を検討し、これらの原則がいかなる位置づけを与えられ、どのような機能を果たすものとして合意されたのかについて明らかにした。さらに、気候変動枠組条約及び京都議定書以外の、他の国際法上の原則について検討し、国際制度の諸提案について、原則との関係で分析を行った。サブテーマ1とサブテーマ2が合同で、ドイツ及び中国の研究者を招聘し、ワークショップを東京で開催した。

<平成18年度計画（19,272千円）>

前年度の検討で残された課題を継続しつつ、さらに、国際法及び主要国における各原則の機能と限界を明らかにしたうえで、これらを踏まえ、①削減の枠組と負担配分、②適応の枠組と費用の負担配分、③京都メカニズム、④途上国の参加を促し、実施を支援する仕組み、などのあるべき制度案を、国際シンポジウムを通じて提案する。その際、現実的な観点も入れつつ種々のオプションを打ち出すこと、サブテーマ1と2の統合が図られるようにすること、法曹以外の方にもわかりやすくすることなどに努めるものとする。

<国外の協力・連携機関、研究計画名>

特になし

研究参画者一覧（平成18年度）

研究課題名	H-7 中長期的な地球温暖化防止の国際制度を規律する法原則に関する研究
＜研究体制・組織＞	
研究代表者 大塚 直	早稲田大学法学部教授（47才）
(1) 地球温暖化防止に関連する国際法原則の内容と射程に関する検討 ※ 地球温暖化問題の諸局面に関連する国際法原則・規則の内容とその射程に関する研究を継続し、これを踏まえて、ポスト2012年の制度案を検討する。 ○ 磯崎博司 明治学院大学法学部教授 ※ 地球温暖化問題の諸局面に関連する国際法原則・規則の内容とその射程に関する研究を継続し、これを踏まえて、ポスト2012年の制度案を検討する。 高村 ゆかり 龍谷大学法学部教授 ※ 国家間で合意された地球温暖化問題の諸局面に関連する国際法上の原則の内容とその射程について、具体的な制度の設計の観点からさらなる検討を行う。 久保田 泉 独立行政法人国立環境研究所社会環境システム研究領域研究員 ※ 国際環境法上の原則の検討とその各国国内における実施の検討を通じて、環境法上の原則の現実適合的なあり方を抽出し、地球温暖化問題に対処するポスト2012年の制度案を提示する。 鶴田 順 海上保安大学校講師 ※ 地球温暖化防止に関連する国際法上の原則のうち、とりわけ衡平原則の内容及び機能について、国家間の合意の程度を明らかにし、これを踏まえて、ポスト2012年の制度案を検討する。 遠井 朗子 財団法人 地球環境戦略研究機関気候政策プロジェクト研究員 (2) 主要国における地球温暖化防止に関連する法原則に関する研究 ※ 地球温暖化防止に関連する国際法上の原則につき、主要国（日・米・欧）の解釈と認識を明らかにする検討を継続し、さらにこれを踏まえて、ポスト2012年の制度案を検討する。 ◎ 大塚 直 早稲田大学法学部教授 ※ 地球温暖化防止に関連する国際法上の原則につき、フランスがどのように解釈・認識しているかを明らかにする検討を継続し、さらにこれを踏まえて、ポスト2012年の制度案を検討する。 淡路 剛久 立教大学法学部教授 ※ 2013年以降の地球温暖化防止のための国際制度設計の主要論点である、大規模排出途上国の参加をいかに確保するかについて検討し、さらにこれを踏まえて、ポスト2012年の制度案を検討する。 稲 正樹 国際基督教大学教養学部教授 ※ 2013年以降の地球温暖化防止のための国際制度設計の主要論点である、大規模排出途上国の参加をいかに確保するかについて検討し、さらにこれを踏まえて、ポスト2012年の制度案を検討する。 桑原 勇進 東海大学法学部助教授 ※ 地球温暖化防止に関連する国際法上の原則につき、EUおよび英国がどのように解釈・認識しているかを明らかにする検討を継続し、さらにこれを踏まえて、ポスト2012年の制度案を検討する。 奥 真美 首都大学東京都市教養学部教授 ※ ドイツおよびEUが地球温暖化防止に関連する国際法上の原則をどのように解釈・認識しているかを明らかにする検討を継続し、さらにこれを踏まえて、ポスト2012年の制度案を検討する。 渡邊 理絵 財団法人 地球環境戦略研究機関気候政策プロジェクト研究員	

[様式D] H-7 中長期的な地球温暖化防止の国際制度を規律する法原則に関する研究

